

国立研究開発法人産業技術総合研究所における 研究記録の管理等に関する規程

制定 平成27年4月27日 27規程第51号

最終改正 令和7年3月14日 令06規程第33号 一部改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における研究の真正性を確保するため、研究情報の管理、保存、記録、検認等（以下「管理等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「研究職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - イ 国立研究開発法人産業技術総合研究所職員就業規則（17規程第2号）第4条第1項に規定する研究職員
 - ロ 国立研究開発法人産業技術総合研究所任期付職員就業規則（17規程第3号）第5条第1項に規定する研究職員
 - ハ 国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号）第4条第1号、第2号、第5号及び第7号に規定する第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）、第二号職員（テクニカルスタッフ）、第五号職員（招へい研究員）及び第七号職員（リサーチアシスタント）
 - ニ 国立研究開発法人産業技術総合研究所外来研究員規程（16規程第4号）第2条第2項に規定する客員研究員及び協力研究員
- 二 「役職員等」とは、役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって役員、職員及び契約職員以外の者をいう。
- 三 「研究記録」とは、研究職員等が行う研究（その成果の全部又は一部が研究所に帰属することとなるものに限る。以下同じ。）を実施するための計画、その過程及び成果等を表す情報（以下「研究情報」という。）であって、紙、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録されたものをいう。
- 四 「研究ノート」とは、研究記録のうち、第3条に規定する研究記録統括責任者があらかじめ指定する形式により記録されるものであって、第13条の規定により研究記録管理者が管理及び保存するものをいう。
- 五 「領域等」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第6条第1項に規定する研究推進組織及び同規程第3章第4節に

規定する特別の組織をいう。

六 「研究ユニット等」とは、組織規程第6条第3項第2号に規定する研究部門、同条同項第3号に規定する研究センター及び同規程第22条に規定する量子・AI融合技術ビジネス開発グローバル研究センター並びに組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」という。）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ（以下「OIL」という。）及び同規則第6条に規定する連携研究ラボをいう。

七 「研究グループ等」とは、組織規則第7条第2項の規定により別に定められる研究グループ、同規則第7条第3項及び第8条第3項の規定により別に定められる連携研究室、同規則第8条第2項の規定により別に定められる研究チーム、同規則第5条の2第2項の規定により別に定められるOILに置かれるチーム並びに同規則第97条の3の規定により別に定められるチームをいう。

第2章 体制

（研究記録統括責任者）

第3条 研究所に、研究記録統括責任者を置く。

- 2 研究記録統括責任者は、役員（監事を除く。）及び職員のうちから理事長が指名する。
- 3 研究記録統括責任者の行う業務は、次のとおりとする。
 - 一 研究記録に係る制度及び環境を整備すること。
 - 二 研究記録に係る制度の運用を監督すること。

（研究記録管理者）

第4条 研究所に、研究記録管理者を置く。

- 2 研究記録管理者は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 運営統括本部副本部長
 - 二 法務・コンプライアンス部長
 - 三 コンプライアンス推進室長
 - 四 コンプライアンス推進室に所属する者の中から研究記録統括責任者が指名する者
- 3 研究記録管理者は、研究記録統括責任者の指示を受けて、研究ノートの管理、保存その他研究記録に係る制度の運用に関する業務を行う。

（検認者）

第5条 次の表の研究情報記録義務者（次条に規定する者をいう。以下この条において同じ。）の欄に掲げる区分に応じて、同表の検認者の欄に定める者を検認者とする。

研究情報記録義務者	検認者
研究グループ等に所属する者（研究グループ等の長を除く。）	その研究を行う研究グループ等の長
研究グループ等の長又は研究ユニット等に所属する者（研究グループ等に所属する者、研究ユニット等の長を除く。）	その研究を行う研究ユニット等の長
研究ユニット等の長	その研究を行う領域等の長

研究ユニット等に所属しない者	その研究に密接に関連する領域等又は研究ユニット等の長
----------------	----------------------------

2 領域等又は研究ユニット等（研究情報記録義務者が研究ユニット等に所属する場合にあってはその研究を行う領域等又は研究ユニット等、並びに研究情報記録義務者が研究ユニット等に所属しない場合にあってはその研究に密接に関連する領域等又は研究ユニット等をいう。以下同じ。）の長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定する者を、検認者として別に指定することができる。

- 一 秘密の保持を確保することができないおそれがあると認めるとき。
- 二 研究の指導のため特に必要があると認めるとき。
- 三 前項に規定する検認者が、病気、事故、長期にわたる出張、本務遂行上の支障その他これらに準ずる事由によりその検認の業務を行うことが困難であると認めるとき。

（研究情報記録義務者）

第6条 研究を行うに際し、研究情報を記録しなければならない者（以下「研究情報記録義務者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。ただし、領域等又は研究ユニット等の長（研究ユニット等の長にあっては、領域等の長。）の承認を得た場合は、この限りでない。

- 一 研究職員等（研究ユニット等に所属する者に限る。）
- 二 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者であつて、研究所のために労働に従事させられる者（研究ユニット等に所属する者に限る。）
- 三 前二号に掲げる者のほか、領域等又は研究ユニット等の長がその研究情報を記録すべき者として指定する者

第3章 研究情報の記録

（研究ノートとして保存すべき研究情報）

第7条 領域等又は研究ユニット等の長は、研究情報記録義務者に対し、当該領域等又は研究ユニット等において行われている研究及び次の各号に掲げる研究情報の特性に照らし、毎年度、研究ノートとして保存すべきものについて、その方針を示さなければならない。

- 一 研究を実施した日時
- 二 研究を実施した場所
- 三 研究の共同実施者の氏名及びその所属する組織の名称
- 四 研究の内容
 - イ 研究を実施するための計画に関する情報（研究の位置付け、目的及びアイデア、研究に係る仮説及び検証方法等）
 - ロ 研究の過程に関する情報（研究の対象、条件及び手順、計測、分析、観察及び評価の方法、研究に用いる試料、試薬、装置、器具等）
 - ハ 研究の成果に関する情報（研究のデータ及び結果、得られた知見の内容及びその考察等）
- 五 研究情報のうち、研究ノートとして保存されないものについて、その所在に関する情報
- 六 その他研究に関する重要な情報

- 2 領域等又は研究ユニット等の長は、研究情報記録義務者によって研究情報の記録が適正かつ確実に行われているかどうかを管理監督し、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

(研究ノートの提出に関する義務)

第8条 研究情報記録義務者は、研究を行うに当たり、あらかじめ、第12条第3項第3号及び第4号に掲げる事項を研究記録管理者に通知しなければならない。

- 2 研究情報記録義務者は、前条第1項の規定により示された方針に基づき、検認者の指導の下に、研究ノートとして保存すべき研究情報を記録し、研究記録管理者に提出しなければならない。
- 3 研究情報記録義務者は、同時に複数の研究を実施する場合は、当該複数の研究に係るそれぞれの研究情報を研究単位ごとに複数の研究ノートに分けて提出することができる。

第4章 検認

(検認を受ける義務)

第9条 研究情報記録義務者は、その研究に係る研究記録が存在するかどうか及び研究情報が適正に研究ノートに記録されているかどうかについて、毎年度1回以上、検認者による検認を受けなければならない。

(検認者の義務)

第10条 検認者は、第12条第2項の規定により研究記録管理者から通知を受けたときは、速やかにその研究に係る研究記録が存在するかどうか及び研究情報が適正に研究ノートに記録されているかどうかについて検認を行わなければならない。

- 2 検認者は、前項に規定する検認を終えたときは、検認をした日その他検認の結果に関する事項を研究記録管理者に通知するものとする。
- 3 検認者は、第1項の研究ノートに係る研究情報を検認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(検認者による指導又は助言)

第11条 検認者は、前条第1項に規定する検認を行うにあたり、当該検認に係る研究情報記録義務者に対し、必要に応じて指導又は助言を行うものとする。

- 2 領域等又は研究ユニット等の長は、検認者による検認が適切に行われることを担保するため必要があると認めるときは、当該検認者に対し、必要な指示を行うことができる。

第5章 研究記録の管理

(管理すべき事項)

第12条 研究記録管理者は、第8条第1項の規定により通知を受けたときは、速やかに、研究情報記録義務者に対し、研究ノートに係る管理番号を指定するものとする。

- 2 研究記録管理者は、第8条第2項の規定により研究ノートの提出を受けたときは、検認者にその旨を通知しなければならない。
- 3 研究記録管理者は、研究ノートごとに次の各号に掲げる事項を整理して管理するものとする。

一 管理番号

- 二 研究情報記録義務者の氏名及びその所属する組織の名称
- 三 検認者の氏名及びその所属する組織の名称
- 四 研究題目
- 五 検認の履歴
- 六 その他研究ノートを管理するために必要な事項
(研究ノートの管理及び保存)

第13条 研究記録管理者は、研究ノートを厳重に管理及び保存しなければならない。

- 2 研究ノートの保存期間は、検認を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して20年とする。
- 3 研究記録管理者は、少なくとも毎年度1回、研究ノートの管理及び保存の状況を確認するものとする。
- 4 研究記録管理者は、管理及び保存する研究ノートについて、第2項に規定する保存期間が満了したときは、当該研究ノートを廃棄するものとする。ただし、次条の規定により当該研究ノートの開示が求められている場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。
(研究ノートの開示)

第14条 研究記録管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、正当な理由がある場合を除き、当該請求に係る研究ノートを開示しなければならない。

- 一 国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究倫理教育及び研究ミスマンダクトへの対応に関する規程（17規程第56号）第10条の予備調査又は同規程第16条の本調査を実施するため、同規程第3条の研究者倫理統括者、同規程第9条第2項の予備調査委員会の委員長又は同規程第13条第5項の調査委員会の委員長が研究ノートの開示を求めるとき。
- 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所内部監査規程（18規程第15号）その他の規程に定める監査等に際し、研究者倫理統括者が研究ノートを開示する必要があると認めるとき。
- 三 訴訟等に際し、理事長が研究ノートを開示する必要があると認めるとき。
- 四 研究所以外の者から研究ノートの開示を請求された場合であって、理事長が開示する必要があると認めるとき。
(研究ノート及びその複製の持出し禁止)

第15条 役職員等は、前条の規定により開示を行う場合を除き、研究ノート及びその複製を研究所外に持ち出してはならない。

第6章 雑則

(規程の細目及び運用)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究情報の管理等の実施のために必要な事項は、研究記録統括責任者が別に定める。

附 則（27規程第51号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月27日から施行する。
(施行前の準備)

第2条 研究情報の記録、検認、管理等に係る手続その他の行為は、この規程の施行前においても、この規程の規定の例により行うことができる。

2 前項の規定により行われた行為は、この規程の施行の日においてこの規程の規定により行われたものとみなす。

附 則（27規程第82号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成27年10月29日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行前にした改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第6条第1項の規定による指示は、改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程（以下「新規程」という。）の適用については、新規程の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（27規程第97号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第18条の2の規定は、平成28年3月31日までの間、同条中「研究ユニット等」とあるのは「研究ユニット」とみなして、平成28年3月24日から適用する。

附 則（28規程第16号・一部改正）

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（28規程第23号・一部改正）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（28規程第83号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第7条第1項の規定により紙ノートに記録するとして通知した研究情報のうち記録を終えていないものは、改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程（以下「新規程」という。）第7条の規定により電磁的記録媒体に記録して電子ノートとして保存する旨を通知した研究情報とみなす。

2 前項の場合において、新規程第11条第1項又は第14条第2項の規定により研究情報記録義務者が電子ノートを研究記録管理者に提出するときは、施行日後最初の提出の際に、施行日前に当該紙ノートに記録した全ての研究情報を電磁的記録媒体に記録して電子ノートとして保存して提出しなければならない。

附 則（30規程第37号・一部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令01規程第41号・一部改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行の際現に改正前の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第16条第1項の規定により保管されている研究ノートの保管期間については、この規程による改正後の国立研究開発法人産業技術総合研究所における研究記録の管理等に関する規程第16条第3項の規定を適用して保管期間を定めたものとみなす。

附 則（令02規程第12号・一部改正）

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附 則（令02規程第34号・一部改正）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令02規程第39号・一部改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令03規程第41号・一部改正）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令04規程第22号・一部改正）

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令05規程第13号・一部改正）

この規程は、令和5年7月27日から施行する。

附 則（令05規程第20号・一部改正）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令06規程第33号・一部改正）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。